

2009年9月17日

ジャパン・クラブ法人会員各位

アーンスト・アンド・ヤング
モスクワ事務所税務部門

拝啓。時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2009年7月の定例会では、今年度に入ってからロシア税制改正並びに今後の移転価格税制法案の動向についてご案内させていただきましたが、さらに税法の改正がありましたので、下記にご案内させていただきます。

記

2010年より統一社会保障税が廃止され各基金への保険積立て制度へ移行

2010年1月1日より統一社会保障税が廃止され、年金基金・社会保険基金・医療保険基金への保険の積み立て制度に置き換えられます。

積み立ては、引き続き雇用者が全額負担し、従業員の個人負担はありません。積立保険料は、所得に対する一定率となり、2010年度は全体で26%、2011年度からは34%に引き上げられます。但し、所得は41万5,000ルーブルを上限として計算されます。

ロシア人の従業員を雇用しているお会社にとっては、従業員の年収がRUB 280,000以下の場合、および年収がRUB 800,000以上の場合、保険の負担額は、現在の統一社会保障税納付額よりも軽減されます。他方で、従業員の年収が年収RUB 280,000からRUB800,000の場合には、雇用者負担は増加します。

さらに、理論上、一時的滞在許可証や永住滞在許可証を持たない外国人を雇用した場合、これらの保険積み立てが免除されることとなります。

(詳細は、Ernst & Young, Tax and HC Alert, July 2009, "Replacement of Unified Social Tax (UST) by insurance contributions"をご参照ください。)

ロシアにおける新しい移転価格税制の導入について

2009年7月のジャパン・クラブ定例会では、ロシアにおける新しい移転価格税制が早ければ2010年1月からの導入とご案内さしあげましたが、9月17日現在、下院(Duma)に法案がまだ提出されておらず、導入時期は、2011年1月以降にずれこむ見込みが高まっております。

2011年1月から導入された場合には、納税者として税務署に移転価格について報告する期限は2012年3月末となります。

(7月の配布資料は、http://www.ey.com/ru/Japan_Desk をご参照ください。)

敬具